

# 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年3月14日（火） 8：23～8：39

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣  
松本剛明 国務大臣（総務大臣）  
齋藤健 国務大臣（法務大臣）  
林芳正 国務大臣（外務大臣）  
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
永岡桂子 国務大臣（文部科学大臣）  
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）  
野村哲郎 国務大臣（農林水産大臣）  
西村康稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）  
西村明宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
浜田靖一 国務大臣（防衛大臣）  
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）  
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）  
谷公一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
小倉將信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
後藤茂之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
岡田直樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官  
磯崎仁彦 内閣官房副長官  
栗生俊一 内閣官房副長官  
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	2件
○国会提出案件	7件
○法律案	5件
○政令	17件
○人事	2件
○配布	1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、障害者施策関係3件について、御決定をお願いします。「障害者差別解消法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和6年4月1日とするものであり、「障害者差別解消推進基本方針の変更」は、同法の施行に向け、同基本方針の変更を行うものであり、「第5次障害者基本計画」は、障害者基本法の規定に基づき、政府が策定し国会に提出するものであります。これらにつきましては、後程、小倉大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書7件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案5件について、御決定をお願いいたします。まず、「金融商品取引法等の一部改正法案」は、金融経済教育を広く提供するため、「金融経済教育推進機構」を創設するとともに、企業の情報開示の効率化を図る観点から、四半期報告書制度の廃止等の措置を講ずるものであり、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等振替法等の一部改正法案」は、日本銀行等、特別の法律により設立された法人の出資証券のデジタル化等の措置を講ずるものであります。

次に、「民事関係手続等における情報通信技術の活用推進関係整備法案」は、裁判所への申立書等のオンライン提出を可能とするなど、民事訴訟以外の民事関係手続等のデジタル化を行うため、関係法律の規定の整備を行うものであります。

次に、「刑法及び刑事訴訟法の一部改正法案」は、性犯罪に適切に対応するため、強制わいせつ罪等の罪名及び構成要件の見直しや公訴時効期間の延長等の措置を講ずるものであり、「性的姿態撮影行為等処罰法案」は、性的な姿態の撮影行為に係る罪の新設等の措置を講ずるものであります。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「道路交通法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年7月1日とするものであり、「同法施行令の一部改正令」は、電動キックボード等の特定小型原動機付自転車に対して表示する信号の意味等を定めるものであります。

次に、「電波法及び放送法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年4月20日とするものであり、「放送法施行令」及び「電波法施行令」の一部を改正する2政令は、同改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「教育職員等による児童生徒性暴力防止法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を本年4月1日とするものであります。

次に、「児童福祉法施行令の一部改正令」は、児童虐待等の問題に適切に対応するため、児童福祉司の配置基準を改めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、木村清志外134名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「開発協力白書」があります。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、準備のための案件について、申し上げます。令和5年度予算の関連政令9件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。「行政機関職員定員令」及び「内閣官房等8機関の組織令」の各一部改正令は、令和5年度の機構・定員査定結果を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、小倉大臣。

○小倉国務大臣：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の変更について申し上げます。基本方針は、いわゆる「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するための政府の基本的な考え方を示すものであり、今般、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を内容とする「改正障害者差別解消法」の施行に向け、その内容を変更するものとなります。今後、変更後の基本方針を受け、主務大臣は事業者の取組に資するための対応指針を見直すこととなるほか、内閣府においても国民全体への周知啓発等を実施することとなります。閣僚各位におかれましては、令和6年4月1日の改正法の施行に向け、着実に取り組んでいただきますようお願いいたします。次に、第5次障害者基本計画について申し上げます。基本計画は、障害者基本法に基づき、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として、今後5年間の障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを図るため策定するものであるとともに、いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の規定の趣旨も踏まえて策定するものです。基本計画の策定に当たり、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにすることなく各種取組を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常時に、障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種施策や取組を進めることが求められること、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪とし、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく旨を明記し、計11の施策分野において、多岐にわたる関係施策や成果目標を盛り込んでいます。閣僚各位におかれましても、我が国の障害者施策が一層充実したものになるよう、基本計画の着実な実施に御協力をいただきますようお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、外務大臣。

○林国務大臣：政府開発援助（ODA）の実施に当たっては、国民の理解と支持を得ることが重要であり、外務省は、毎年、開発協力の実績や課題別・地域別の政策を開発協力白書としてまとめ、公表しています。2022年版の開発協力白書は、本日公表される運びです。開発協力大綱の改定に向けた議論が進む中、この白書を通じ、開発協力に対する国民の関心と理解が更に深まり、一層の支持が得られることを期待します。

○松野国務大臣：次に、私から第211回国会（常会）における内閣提出予定法律案及び条約の閣議付議状況等について、申し上げます。今国会の内閣提出予定法律案及び条約につきましては、本日決定された法律案を含め、法律案60件、条約11件が決定され、条約1件が取り下げられることとなりました。これにより、閣議付議期限である本日までに閣議決定できないものは、「日本学術会議法の一部を改正する法律案」1件となります。主務大臣におかれては、早期決定のため引き続き御尽力をお願いいたします。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。法務大臣から御発言がございます。

○齋藤国務大臣：観察処分に付されている、いわゆるオウム真理教と同一性を有する、「A l e p h」の名称を用いる団体について、3月13日、公安審査委員会は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づき、再発防止処分の決定を行いました。同決定により、当該団体は、6か月間、当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部の使用が禁止され、また、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることが禁止されることとなります。公安調査庁においては、警察当局の協力を得ながら、引き続き、観察処分を適正かつ厳格に実施し、これにより、当該団体の活動実態の把握に努めるとともに、公共の安全を確保し、国民の皆様方の不安感の解消・緩和に寄与してまいりたいと考えております。今後とも、関係機関の御協力・御支援をお願い致します。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 令和 5 年  
3 月 14 日 ( 火 )

◎ 一般案件

資 料  
あ り

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の変更について (決定) (内閣府本府)
- 〃 ○ 障害者基本計画 (第 5 次) について (決定) (同上)

◎ 国会提出案件

資 料  
あ り

- { 1. 参議院議員浜田聡 (女子) 提出国がお墨付きを与えた西武信用金庫による不正融資に対する金融庁の調査姿勢に関する質問に対する答弁書について (決定) (金融庁)
- 1. 参議院議員ガーシー (女子) 提出日本放送協会の郵便法違反に関する再質問に対する答弁書について (決定) (総務省)
- 1. 衆議院議員松原仁 (立憲) 提出高麗航空に対する制裁措置に関する質問に対する答弁書について (決定) (外務省)
- 1. 衆議院議員松原仁 (立憲) 提出朝鮮総連中央委員及び専従職員に対する制裁措置に関する質問に対する答弁書について (決定)(同上)
- 1. 衆議院議員松原仁 (立憲) 提出ロシア支援国への O D A に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 1. 参議院議員辻元清美 (立憲) 提出原子力規制委員会と原子力規制庁の独立性に関する質問に対する答弁書について (決定) (原子力規制委員会)
- 1. 参議院議員牧山ひろえ (立憲) 提出横浜ノース・ドックに米陸軍揚陸艇部隊が新編される方針に関する質問に対する答弁書について (決定) (防衛省)

## ◎ 法律案

資料あり  
資あり

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
(決定)(金融庁・財務・厚生労働・国土交通省)
- 〃 ○ 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(決定) (金融庁)
- 〃 ○ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(決定) (法務・財務省)
- 〃 ○ 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(決定) (法務省)
- 〃 ○ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(決定) (同上)

## ◎ 政 令

資料あり  
資あり

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定) (内閣府本府)
- 〃 ○ 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(決定) (警察庁)
- 〃 ○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令(決定) (同上)
- 〃 ○ 電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(決定) (総務省)
- 〃 ○ 放送法施行令の一部を改正する政令(決定) (同上)
- 〃 ○ 電波法施行令の一部を改正する政令(決定) (同上)
- 〃 ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(決定) (文部科学省)
- 〃 ○ 児童福祉法施行令の一部を改正する政令(決定) (厚生労働省)

◎人 事

資 料  
な し

☆ 山之内紀行外 2 名を簡易裁判所判事に任命し、判  
事補兼簡易裁判所判事吉永大介外 9 名の兼官を免  
じ、判事和田 真外 2 1 名を願に依り免ずること  
について（決定）

資 料  
あ り

☆ 元二等海佐木村清志外 1 3 4 名の叙位又は叙勲に  
ついて（決定）

◎配 布

☆ 2 0 2 2 年版開発協力白書

（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

準備のため

〔令和5年〕  
3月14日 (火)

◎政 令

資料あり  
あり

- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令  
(決定) (内閣官房)
- 〃 ○内閣官房組織令の一部を改正する政令 (決定)  
(同上)
- 〃 ○内閣府本府組織令の一部を改正する政令 (決定)  
(内閣府本府)
- 〃 ○消費者庁組織令の一部を改正する政令 (決定)  
(消費者庁)
- 〃 ○デジタル庁組織令の一部を改正する政令 (決定)  
(デジタル庁)
- 〃 ○法務省組織令の一部を改正する政令 (決定)  
(法務省)
- 〃 ○文部科学省組織令の一部を改正する政令 (決定)  
(文部科学省)
- 〃 ○国土交通省組織令の一部を改正する政令 (決定)  
(国土交通省)
- 〃 ○防衛省組織令の一部を改正する政令 (決定)  
(防衛省)

[○署名あり ☆署名なし]